

利用を希望される方へ

手話通訳等派遣事務所では、聴覚や言語機能に障害のある方からの相談を受けたり、生活全般を支えるために、開設時間帯にはいつも窓口にて聴覚障害者支援員がいます。

聴覚障害者支援員は全員、墨田区登録手話通訳者です。手話での相談ができます。日常生活で相談や手話通訳等の派遣が必要なときは、いつでもお問い合わせください。

聴覚障害者支援員のシンボルマークは、左耳にお話をよく聴くための耳がついた、ゾウさんマークです。

聴覚障害者支援員です。
お気軽にご相談ください！



Q&A

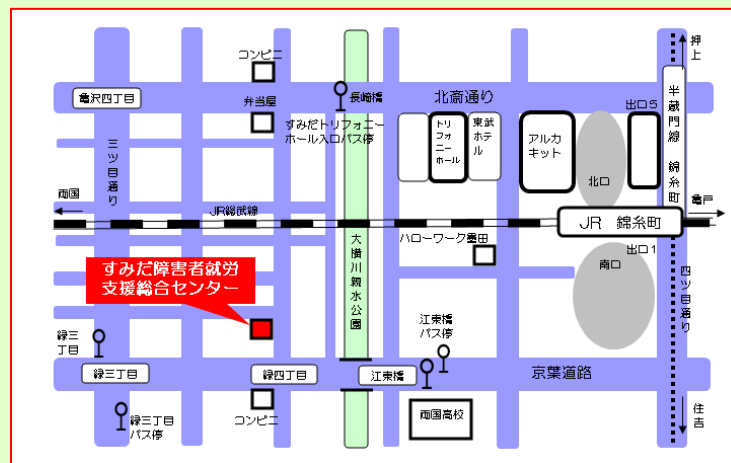
Q1 手話通訳等派遣の利用登録の有効期間が2年間とのことですが、2年を超えて利用したい場合はどのようにすればいいですか？

A1 有効期間終了前に障害者福祉課から継続利用の意思を確認する「現況届」を送付しますので、ご記入のうえ返送してください。

Q2 どんなことでも相談できますか？

A2 日常生活で困ったことなど、まずは相談してみてください。相談内容が専門的な場合は、区役所など関係機関や専門機関等に連絡して、早く解決できるよう対応します。

案内図



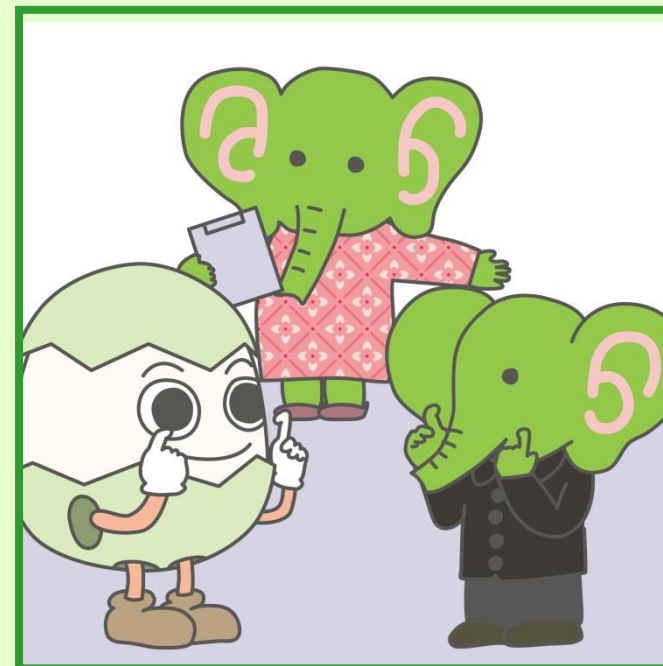
- JR・半蔵門線「錦糸町駅」徒歩約8分
- 都バス(錦27 小岩⇄両国)「江東橋」徒歩約3分
- 都バス(業10 とうきょうスカイツリー⇄新橋)「緑三丁目」徒歩約6分
- すみだ百景すみまろくん南部ルート「すみだトリフォニーホール入口」徒歩約3分



すみだ障害者就労支援総合センター 手話通訳等派遣事務所

〒130-0021
東京都墨田区緑4-25-4
電話 & Fax 03-5600-3030
E-mail shuwa01@sumida-ganba-work.com

すみだ障害者就労支援総合センター 手話通訳等派遣事務所



手話通訳等派遣事業



聴覚障害者生活支援事業

【開設時間】

月曜日～土曜日
午前9時～午後8時
※日曜日・祝日・年末年始は除く



サービスについて

◆ **目的**
 聴覚障害者等の社会生活の向上をめざし、墨田区手話通訳等派遣事務所に墨田区登録手話通訳者を聴覚障害者支援員として配置し、次の事業を行います。

- ① 生活全般に関する相談や支援業務等
 (例：区役所等への申請書類の書き方を教えてほしい、子育ての悩みについて相談先を知りたい、公営住宅の申込み時期を知りたい等)
- ② 手話通訳者・要約筆記者の派遣に関する調整等

◆ **対象となる方**
 ①・②ともに手帳をお持ちの聴覚障害者・言語機能障害者。

◆ **利用期間**
 ② 手話通訳等派遣のみ利用登録後2年以内。
 ※利用登録期間終了前に、区から送られる「現況届」を提出していただければ、引き続き利用できます。

◆ **利用料**
 ①・②ともに無料。

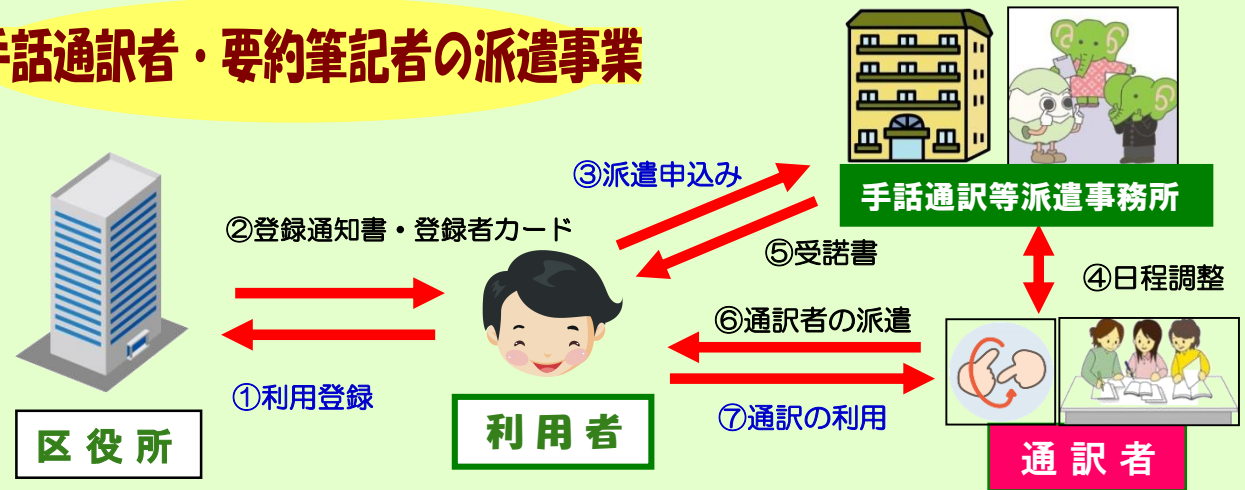
利用方法

聴覚障害者生活支援事業



- 利用者① 利用者は窓口へ来所、FAX、メール等で相談内容を連絡します。
 ② 聴覚障害者生活支援員が相談に応じます。
 (※相談内容によっては、改めて後日の相談日予約を取っていただくこともあります。)

手話通訳者・要約筆記者の派遣事業



- 利用者① 区役所窓口や派遣事務所または電子申請にて利用登録を行います。
 ② 利用登録完了後、区から「登録通知書・登録者カード」をお渡しします。
 利用者③ 利用者は、利用日の5日前までに派遣事務所につ、何の要件で通訳を利用するかを窓口やFAXまたはメールで申込みます。
 ④ 通訳者との日程調整をします。
 ⑤ 日程調整完了後、派遣事務所から派遣内容の確認として、受諾書を送ります。
 ⑥ 手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
 (※ただし、次のことでは利用できません。①宗教団体の勧誘 ②特定政党への投票の勧誘 ③営利活動 等)
 利用者⑦ 手話通訳・要約筆記を利用します。

手話通訳者・要約筆記者の派遣事業に関する利用登録や対象者等、事業に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。



【障害者福祉課障害者給付係】

TEL: 03-5608-6163

FAX: 03-5608-6423

SYOUGAIHUKUS@city.sumida.lg.jp